

支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-16)
令和5年7月14日

関西支店 安全環境部長

一酸化炭素中毒防止の再徹底について（指示）

過日、当社改修工事作業所において、営業中のホテル3階の多目的室(約100㎡)で、ハンドクラッシャーを使用してRC壁解体作業及び耐震補強用アンカー孔の削孔作業を、集塵器及び既存ダクトによる換気をしながら行っていた際、アンカー作業の電源を補うために使用した発電機の排気ガスにより5名が軽度の一酸化炭素中毒になるという事案が発生しました。いずれも不休災害で済みましたが、5名が命を落とすリスクを多分に含んだ事案です。(別紙1参照)

一酸化炭素中毒防止の徹底については、令和2年にも2名が被災する事案が発生し、当本部安全部長名事務連絡(別紙2参照)により再発防止を要請しているにも関わらず、同様の事案が発生したことは全く残念でなりません。

関西支店でも2020年に、改修工事で室内において発電機を使用した作業員が体調を悪くした災害が発生しています。

つきましては、一酸化炭素中毒の再発防止を図るため、下記事項を作業所関係者に再徹底するよう指示します。

記

1. 内燃機関は、原則屋内で使用しないことを再徹底し、やむを得ず屋内で使用する際は、適切な換気を行い換気の状態を確認した後に作業を開始すること
2. エンジン発電機を使用する場所について、一酸化炭素中毒防止を念頭に、取引業者等関係者と十分に協議すること
3. 作業に起因すると思われる体調不良が確認された場合、速やかに医療機関を受診させ早期の診断を得るとともに、症状の重篤化を防止すること
4. 安衛法第29条第1項に定められるとおり、関係請負人(取引業者)及び関係請負人の労働者が安衛法を順守するよう指導を行うこと

＜参考＞労働安全衛生法 第29条（元方事業者の講ずべき措置等）

- 1 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

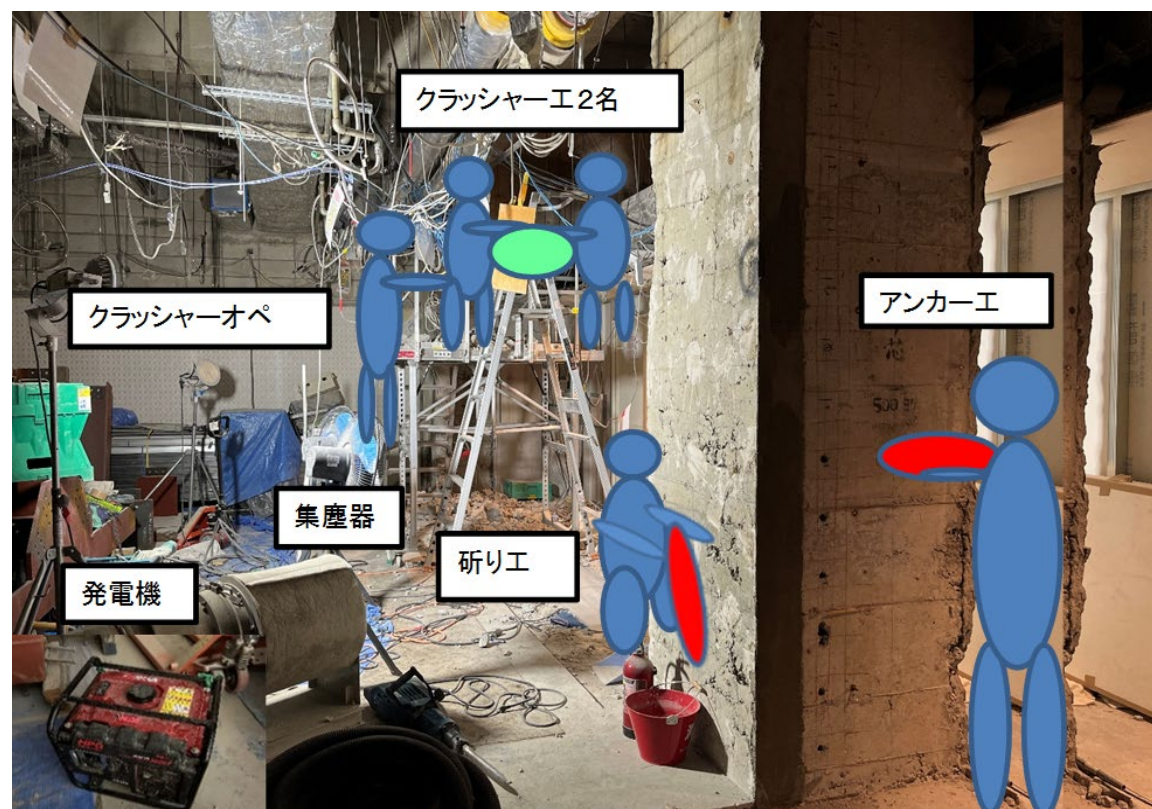
※この事務連絡は、示達本(安環安)23-04（令和5年7月12日）安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上

(有害物との接触) 室内作業中に発電機の排気ガスで5名が軽度の一酸化炭素中毒

◇ 発生日時 : 2023年6月30日 (金) 午後0:00分頃

◇ 被災者 : 建造物解体工 63 歳 (所属 1次) 経験 25年
建造物解体工 28 歳 (所属 2次) 経験 10年
建造物解体工 25 歳 (所属 2次) 経験 8年
建造物解体工 30 歳 (所属 3次) 経験 7年(一人親方)
その他職種工 49 歳 (所属 2次) 経験 6年(一人親方)



【発生状況】

営業中のホテル3階の多目的室(約100m²)で、ハンドクラッシャー使用してRC壁解体作業及び耐震補強用アンカー孔の削孔作業を、集塵器及び既存ダクトによる換気をしながら行っていた際、アンカー作業の電源を補うために使用した発電機の排気ガスにより、5名が軽度の一酸化炭素中毒になった。
(いずれも不休災害)

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-39
令和2年10月29日

安全環境本部
安全部長

一酸化炭素中毒防止の徹底について(要請)

先日、当社改修工事作業所において、解体材を搬出していた土工が一酸化炭素中毒と疑われる症状を呈するという事案が発生しました。

土工5名が、内装解体材の搬出作業をする際、集じん器を使用するため、その電源として小型発電機を室内に持ち込み稼働させたところ、グループの中の2名が体調不良を訴えたという事案です。当該2名は、職長の指示で休憩をとったことにより体調が回復したため、その経緯を作業終了後に作業所元方安全衛生管理者に報告しましたが、新たな対応は不要という判断になりました。

その後、被災者が医療関係者に相談したところ、休業を要する検査入院が必要となりました。また、当該被災者が労基署に相談したことがきっかけとなり、所轄労基署から説明を求められ、安衛法第29条第1項違反と判断され、是正勧告書と指導票が交付されました。(関係法令については、別紙参照)

つきましては、外見では被災状況が分かりにくい一酸化炭素中毒等の災害防止のため、下記事項を作業所関係者に徹底するよう要請します。

記

1. 安衛法第29条第1項に定められるとおり、関係請負人(取引業者)及び関係請負人の労働者が安衛法を順守するよう指導を行うこと
2. 内燃機関は、原則屋内で使用しないこととし、やむを得ず屋内で使用する際は、適切な換気を行うこと
3. エンジン発電機を使用する場所について、一酸化炭素中毒防止を念頭に、取引業者等関係者と十分に協議すること
4. 作業に起因すると思われる体調不良が確認された場合、速やかに医療機関を受診させ早期の診断を得るとともに、症状の重篤化を防止すること

以 上

【労働安全衛生法】

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

(元方事業者の講ずべき措置等)

第二十九條 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

【労働安全衛生規則】

第三編 衛生基準

第一章 有害な作業環境

(内燃機関の使用禁止)

第五百七十八條 事業者は、坑、井筒、潜函(かん)、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りでない。